

皆様に、最新の**労働災害情報**をお届けしています！

災害発生情報 No.131

令和3年3月

筑西労働基準監督署 安全衛生課

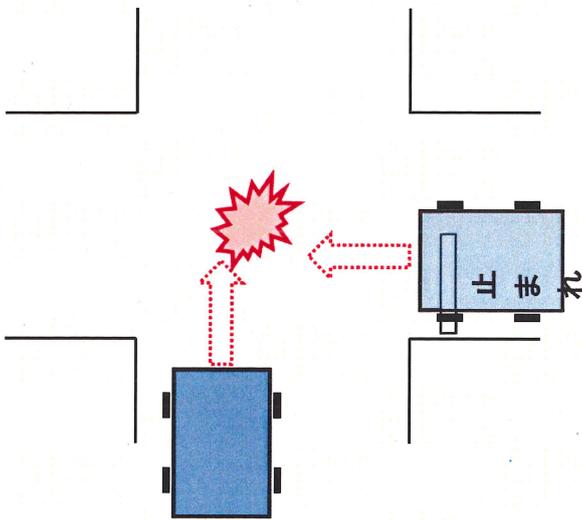
当署管内で発生した労働災害情報をお届けしています。各事業場の安全衛生活動にご活用下さい。

業種	その他の事業	経験年数	30年	年齢	50歳代
発生日月	令和3年2月		発生時刻	11時10分	
発生状況	業務中、信号機のない交差点を直進しようとしたところ、右側から一時停止をせず交差点内に進入してきた相手車両に激突されたもの。なお、相手方に一時停止義務があった。				
負傷の程度/部位	頸椎捻挫、頭部及び両肩打撲		休業見込期間 若しくは死亡	休業6日間	

～再発防止のために～

通勤時における交通事故とは違い、業務中の交通事故は業務災害となります。

日頃交通標識を遵守し安全運転をしていたとしても、相手方が交通標識を遵守しなかったことにより、事故に遭ってしまうことがあります。また、自らが交通標識を遵守しなかったことにより、加害者になることもあります。このため、交通標識を遵守することは基より、相手方若しくは歩行者が飛び出してくるかもしれないとの認識を持って車を運転することが重要です。事業場における取り組みとして、地区交通安全協会から交通安全啓発DVDを借用し、社内安全衛生教育に活用することも有効です。実効ある交通労働災害防止に係る取り組みの徹底をお願いします。



◆安全衛生の窓◆

令和2年度も残すところ1か月を切り、人事異動等で担当者が入り替わる季節となりますが、担当者が替わったことによって、安全・衛生管理者、健康診断若しくはストレスチェック等の報告が滞ることのないよう、報告様式及び記載方法等の詳細について適切に引継ぎを行うようお願いいたします。

さて、令和2年の当署管内における休業4日以上労働災害（令和3年1月末現在速報値）は329件発生し、このうち死亡災害は4件発生しているところです。主な業種として、製造業で126件（前年比11%増）、建設業で27件（前年同数）、陸上貨物運送業で51件（前年比42%増）及び小売業で32件（前年比78%増）となっております。主な事故の型別では、製造業では稼働している機械に手が巻き込まれる災害が30%を占め、道路貨物運送業では、荷主事業場内での荷役作業中におけるトラック荷台からの墜落・転落災害が42%を占めている状況にあります。これらの災害を減少させるため、機械の掃除又は修理等については、適切に機械の運転を停止することを徹底するようお願いいたします（労働安全衛生規則第107条の遵守）。また、トラック荷台からの墜落・転落災害防止については、ヘルメットの着用は基より、荷主事業場におかれまして、荷役場所の安全対策及び陸運事業者との作業内容の連絡調整を徹底するよう併せてお願いいたします。